

公務員の労働基本権の経緯

(非現業国家公務員を中心に)

(公務員制度調査会まで)

- 昭和 2 2 年 国家公務員法の制定
【非現業公務員の労働基本権の取扱い】
 - ・ 団結権、団体交渉権（協約締結権含む）は○
 - ・ 争議権は×

（警察、消防、監獄職員は、三権とも×）
- 昭和 2 3 年 政令 2 0 1 号、国家公務員法の改正
【非現業公務員の労働基本権の取扱い】
 - ・ 協約締結権を否定
- 昭和 3 4 年 I L O 8 7 号条約（結社の自由及び団結権の保護に関する
条例）批准方針閣議決定
- 昭和 4 0 年 日本案件に関する実情調査調停委員会（ドライヤー委員会）
報告
- 昭和 4 0 年 国家公務員法の改正
 - ・ I L O 8 7 号条約批准のための改正
- 昭和 4 0 年 公務員制度審議会
～昭和 4 8 年（総理の諮問機関、1 次～3 次）
 - ・ 公務員の労働基本権のあり方について議論
- 昭和 4 9 年 公務員問題連絡会議
～
 - ・ 公務員制度審議会答申で残された課題のうち、
非現業職員の課題について検討
- 平成 9 年 公務員制度調査会
～平成 1 4 年（総理・総務大臣の諮問機関）
 - ・ 国家公務員の労使関係のあり方をめぐる諸課題について
検討するも、結論には至らず。